

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第三号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の十四の十八中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

特殊勤務手当条例第三十六条第二項第五号に規定する人事委員会が定める額は、次の各号に掲げる業務に従事した時間の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- 一 二時間以上四時間未満 千八百円
- 二 四時間以上 三千六百円

別表第十一の備考中「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。
別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号（第十六条関係）

扶 養 親 族 届

（平成 年 月 日提出）

任命権者様	勤 務 公 署 名		氏 名	印
	職 名			

給与条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。（証明書類 通添付）

届出の理由（該当する□にレ印を付すこと。）

イ 特定管理職員以外の職員

- 1 新たに職員となった
 - 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
 - 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く）
- ロ 特定管理職員（行政職給料表5級以上の職員）

- 1 新たに職員となった
- 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
- 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（満22歳の年度末を超えた子を除く）

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)		所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
			所得の種類	金額	所得の種類	金額		

記入上の注意

- 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
- 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所地は市区町村名まで記入する。
- 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
- 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

参 考（上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入する。）

※任命権者記入欄

上記のとおり認定する。

平成 年 月 日

職 名	氏 名	印	取扱者 認 印				
-----	-----	---	------------	--	--	--	--

別記様式第二号を次のように改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この人事委員会規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第十一の改正規定は、平成三十年六月十五日から施行する。
- 2 この人事委員会規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則別記様式第一号に定める扶養親族届及び別記様式第二号に定める扶養手当認定簿は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。